

## 専攻科 学科細則

(目的)

### 第1条

この学科細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、評価基準を明確にするために定める。

(実習について)

### 第2条

1. 社会福祉士現場実習参加は、社会福祉に関する科目単位全てを修得した者で、実習前判定試験に合格した者とする。なお、実習前判定試験は、実習事前指導の評価に準ずる。

(卒業判定について)

### 第3条

1. 学則第10条に定める全ての科目とは国家試験対策講義の取得に必要な単位の修得も含む。
2. 国家試験対策演習（社会福祉士総合演習）の単位履修試験として卒業試験等を行い、6割以上の得点でなければ単位を取得することができない。
3. 出席すべき日数の90%以上の出席率を満たすことを条件とする。
4. 卒業判定は学則に基づき、学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において判定する。

(社会福祉士受験について)

### 第4条

1. 判定試験にて合格基準に達した者が受験できることとする。合格基準は次の通りとする。  
基準①卒業判定試験、受験判定試験、国家試験演習を総合的に判定し全得点の60%以上の評価を有すること。また、社会福祉士実習を合格とする。  
基準②卒業判定試験、受験判定試験、国家試験演習を総合的に判定し全得点の59%以下の評価を有する者は再試験を受験し全得点の60%以上の評価を有すること。また、社会福祉士実習を合格とする。

(診療情報管理士受験について)

### 第5条

1. 3年次受験判定にて受験不可者並びに不合格者は希望すれば専攻科でも診療情報管理士試験対策講義を受講することができるが、受験に際しては3年次同様の受験判定を行う。
2. 社会福祉士との併用受験はできない。
3. 10月から2月の間に実施する模擬試験、卒業試験等をさす。なお、診療情報管理士認定試験の合格基準に準じて当該期間中の基礎・専門・分類の各分野の得点から判定する。
4. 前期、後期とも出席すべき試験対策講義の90%以上の出席率を満たすことを受験判条件とする。
5. 受験判定は学則および、上記1, 2項にもとづき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において判定する。

(卒業判定に関する方針)

## 第6条

1. 卒業判定は学則第10条にもとづき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において判定する。

(その他)

## 第7条

1. 単位認定に関わる試験において、試験評価が不合格（59点以下）の科目については、再試験を行なう。

## 附則

この細則は、平成31年4月1日より実施する。